警視庁生活安全部長警視庁 総務部長警視庁 刑事部長 管視庁刑事部長 首府県警察本部長 (参考送付先) 庁内各局部課長

殿

原議保存期間5年 (令和12年3月31日まで)有 効 期 間一種 (令和12年3月31日まで)

警察庁丁人少発第842号、丁犯被発第116号 丁生企発第380号、丁刑企発第73号 丁捜一発第100号

令 和 6 年 7 月 5 日警察庁生活安全局人身安全・少年課長警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長警察庁生活安全局生活安全企画課長警察庁刑事局刑事企画課長警察庁刑事局押查第一課長

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のため の措置に関する法律の公布について(通達)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「法」という。)が、令和6年6月26日、別添1のとおり公布された。法の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

### 第1 制定の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとするもの。

## 第2 法律の要点

### 1 定義

### (1) 特定性犯罪

次に掲げる罪をいうこととした。(第2条第7項関係)

- ア 刑法第176条、第177条、第179条から第182条まで、第241条第1項若しくは 第3項又は第243条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- イ 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条の罪(刑法第241条第1項の罪を 犯す行為に係るものに限る。)

- ウ 児童福祉法第60条第1項の罪
- エ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪
- オ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪
- カ 都道府県の条例で定める罪であって、次の(ア)から(エ)までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - (ア) みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - (4) 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をの ぞき見し、若しくは写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を 撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - (ウ) みだりに卑わいな言動をする行為((ア) 又は(イ)に掲げるものを除く。)
  - (エ) 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- (2) 特定性犯罪事実該当者

次のいずれかに該当する者をいうこととした。(第2条第8項関係)

- ア 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。) を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
- イ 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者で あって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
- ウ 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執 行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過し ないもの
- 2 学校設置者等が講ずべき措置等
- (1) 犯罪事実確認義務等
  - ア 学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認(以下「犯罪事実確認」という。)を行わなければならないこととした。(第4条第1項関係)
  - イ 学校設置者等は、やむを得ない事情により、教員等としてその本来の業務に 従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行う いとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなければ学校等 又は児童福祉事業の運営に著しい支障が生ずるときは、その者の犯罪事実確認 は、その者を当該業務に従事させた日から一定の期間内に行うことができるこ ととした。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者 を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならないことと した。(第4条第2項関係)
  - ウ 学校設置者等は、この法律の施行の際、学校等又は児童福祉事業について教

員等としてその本来の業務に従事させている者等については、一定の期間内に、 その全ての者について、犯罪事実確認を行わなければならないこととした。(第 4条第3項関係)

- エ 学校設置者等は、犯罪事実確認を行った教員等をその者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き教員等としてその本来の業務に従事させるときは、一定の期間内に、改めて、その者について、犯罪事実確認を行わなければならないこととした。(第4条第4項関係)
- (2) 児童対象性暴力等を把握するための措置
  - ア 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがないか どうかを早期に把握するための措置を実施しなければならないこととした。(第 5条第1項関係)
  - イ 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置を実施しなければならないこととした。(第5条第2項関係)
- (3) 犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置

学校設置者等は、(1)による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、(2)アの措置により把握した状況、(2)イの児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。(第6条関係)

(4) 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置

学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならないものとし、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならないこととした。(第7条関係)

- 3 民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等
- (1) 認定の申請等

民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業について、2により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定(以下「認定」という。)を受けることができることとした。(第19条関係)

(2) 犯罪事実確認義務等

認定事業者等は、認定に係る教育保育等従事者について、2(1)と同様の犯罪事実確認を行わなければならないこととした。(第26条第1項~第3項及び第6項関係)

### 第3 その他

- 1 施行期日(法附則第1条関係)
  - 一部の規定を除き、公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において

政令で定める日から施行することとされた。

2 検討(法附則第6条関係)

政府は、この法律の施行後3年を目途として、児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。

### 第4 附带決議

法案の国会審議に際し、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において別添2の、参議院内閣委員会において別添3の附帯決議がそれぞれなされていることから、その趣旨を十分に踏まえた対応を行うこと。

1 被害の相談等への適切な対応について (別添3の九)

性犯罪の相談や被害の届出があった場合は、被害者のプライバシー等の保護に配意するとともに、二次的被害の防止や被害者の精神的負担の緩和に努めるほか、「迅速・確実な被害の届出の受理等について(通達)」(令和6年3月22日付け警察庁丙刑企発第35号)に基づき、届出の時点における申告の内容が、明らかに犯罪の構成要件に該当しないと判断できる場合、又は明白な虚偽若しくは著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

また、この受理の原則に反した取扱いがなされることのないよう、警察署の捜査 員等に至るまで、組織的かつ適切な対応を徹底すること。

2 性犯罪の捜査及び立証について(別添2の十二及び別添3の十二)

性犯罪に関する関係法令の規定の適切な運用を図るとともに、被害者の置かれた立場や体調等に配意し、証拠保全等の必要な事項について丁寧に説明するなどして証拠資料を採取するほか、適正かつ緻密な性犯罪捜査を推進するため、被疑者その他の関係者の供述内容の吟味、収集した客観証拠の分析等の必要な捜査を尽くすこと。

また、性犯罪については、警察署で受理した相談等の内容に関し、署の刑事部門と生活安全部門で共有するほか、警察本部でも確実に把握するなどにより、組織的に対処がなされるよう徹底すること。

令和 6 年 6 月 26 日

目次

水曜日

官

律をここに公布する。 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法

国事行為臨時代行名 名

令和六年六月二十六日

岸田 文雄

内閣総理大臣

## 法律第六十九号

第四章

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関す

る法律

第 第第 一章 総則

三章 二章 民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等(第十九条―第三十二 学校設置者等が講ずべき措置等 (第四条—第十八条)

犯罪事実確認書の交付等 (第三十三条—第三十九条

附第 六章 第五章 雑則(第四十条—第四十二条) 罰則 (第四十三条—第四十八条)

第一章

第一条 この法律は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたっ 児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。 等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、 等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者 仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員 き措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する 者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべ 供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事 て回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提 もって

第二条 この法律において「児童等」とは、次に掲げる者をいう。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二条

- 第二項に規定する児童生徒等 前号に掲げる者のほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百十五条に規定する高
- れに相当する行為をいう。 する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等及び前項第二号に掲げる者に対して行われるこ この法律において「児童対象性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関 等専門学校の第一学年から第三学年まで又は第三項第一号口に規定する専修学校に在学する者
- この法律において「学校設置者等」とは、次に掲げる者をいう。

次に掲げる施設(以下「学校等」という。)を設置する者

いて同じ。) 学校教育法第一条に規定する学校(同法第八十三条に規定する大学を除く。

次項第一号にお

に係るものに限る。) 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校(同法第百二十五条第一項に規定する高等課程

第七十七号。二及び次項第四号並びに第十二条第四号において「認定こども園法」という。)第 園」という。) 二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(次項第三号において「幼保連携型認定こども 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律

認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公

示がされた施設

第五号において「児童相談所」という。) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条第一項に規定する児童相談所 (次項

定障害児入所施設等」という。) 児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等(次項第六号において「指

児童福祉法第三十七条に規定する乳児院(次項第七号において「乳児院」という。

児童福祉法第三十八条に規定する母子生活支援施設(次項第八号において「母子生活支援施

児童福祉法第三十九条に規定する保育所(次項第九号において「保育所」という。

児童福祉法第四十条に規定する児童館(次項第十号において「児童館」という。)

児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設(次項第十一号において「児童養護施設」 ح 条各号に定める支援に関する業務を行うもの

- ワ 定障害児入所施設を除く。次項第十二号において「障害児入所施設」という。) 児童福祉法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設(次項第十三号において「児童心理 児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指
- 力 治療施設」という。 児童福祉法第四十四条に規定する児童自立支援施設(次項第十四号において「児童自立支援
- 次に掲げる事業(以下「児童福祉事業」という。)を行う者
- 第七号までにおいて「指定障害児通所支援事業」という。) の五の三第一項の規定による指定を受けた者が行うもの(次項第十五号及び第五項第四号から 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業であって、同法第二十一条
- 児等通園支援事業」という。) 児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業(次項第十六号において|
- 保育事業等」という。) 児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等(次項第十七号において「家庭的
- この法律において「教員等」とは、次に掲げるものをいう。

4

- 学校教育法第一条に規定する学校の教職員のうち、次に掲げるもの
- 校長、園長、副校長、 副園長及び教頭
- 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、 栄養教諭、 講師、 実習助
- 寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教 口に掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの
- 内閣府令で定めるもの 前項第一号口に規定する専修学校の校長、教員及び教員の業務に類する業務を行う職員として
- 幼保連携型認定こども園の教職員のうち、 次に掲げるもの
- 園長、副園長及び教頭

官

- 養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭 主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師
- 前項第一号ニに掲げる施設の長及び当該施設の従業者のうち子ども(認定こども園法第二条第 項に規定する子どもをいう。)の教育又は保育に関する業務を行うもの 口に掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの
- Ŧi. 童をいう。以下この条において同じ。)の指導又は一時保護に関する業務を行うもの 児童相談所の所長及び児童相談所の従業者のうち児童(児童福祉法第四条第一項に規定する児
- る基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行う四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。)に対する保護、日常生活におけ 指定障害児入所施設等の長並びに指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児(児童福祉法第
- 乳児院の長及び乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児の養育に関する業
- る業務を行うもの 母子生活支援施設の長及び母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関す
- 保育所の長及び保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
- 児童館の長及び児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの
- 障害児入所施設の長及び障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四十二 児童養護施設の長及び児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの

- 十三 児童心理治療施設の長及び児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生 活指導に関する業務を行うもの
- 十四 児童自立支援施設の長及び児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関 する業務を行うもの
- 十五 指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者及び指定障害児通所支援事業に従事する者で あって次のイから二までに掲げるもののうち当該イから二までに定めるもの
- 同項に規定する治療に関する業務を行う者 支援」という。)に従事する者 障害児に対する同条第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は・ 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援(次項第四号において「児童発達
- 課後等デイサービス」という。)に従事する者 る業務を行う者 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービス(次項第五号において「放 障害児に対する同条第三項の便宜の供与に関す
- 定める便宜の供与に関する業務を行う者 「居宅訪問型児童発達支援」という。)に従事する者 - 障害児に対する同条第四項の内閣府令で 児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援(次項第六号において
- 所等訪問支援」という。)に従事する者 障害児に対する同条第五項の便宜の供与に関する業務 児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援(次項第七号において「保育
- 十六 乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者及び乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童 福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行う
- 十七 家庭的保育事業等を行う事業所の管理者及び家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保 育に関する業務を行うもの
- という。)を行う者をいう。 この法律において「民間教育保育等事業者」とは、次に掲げる事業(以下「民間教育保育等事業」
- する学校教育に類する教育を行う事業 係るものに限る。) 又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校における児童等を専ら対象と 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校(同法第百二十五条第一項に規定する一般課程に
- 該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものにおける学校教育法第五十条に規定 する高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当
- 三 学校等における教育及び前二号に掲げる事業のほか、児童等に対して技芸又は知識の教授を行 う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの(次項第三号において「民間教育事業」 1 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること。
- 児童等に対して対面による指導を行うものであること。
- において指導を行うものであること。 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所
- その他の事情を勘案して政令で定める人数以上であること。 び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するための措置を講ずるために必要な人数当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、児童対象性暴力等を防止し及
- 童発達支援事業」という。) 児童発達支援を行う事業(指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第四号において「児
- <u>Fi</u>. おいて「放課後等デイサービス事業」という。 放課後等デイサービスを行う事業(指定障害児通所支援事業に係るものを除く。 次項第五号に

業」という。

後児童健全育成事業等」という。)

- て「保育所等訪問支援事業」という。) と 保育所等訪問支援事業 (指定障害児通所支援事業に係るものを除く。 次項第七号におい
- 立生活援助事業」という。) 「児童信祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業(次項第八号において「児童自
- 定する公民館その他の内閣府令で定める施設において行われるもの(次項第九号において「放課教育法第二十九条に規定する小学校、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規九 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で学校

- 十二 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(次項第十二号においてり事業」という。)
- 十三 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業(次項第十三号において「病児保育「小規模住居型児童養育事業」という。)
- 見表明等支援事業」という。) 一日表明等支援事業(次項第十四号において「意十四)児童福祉法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業(次項第十四号において「意

- 業」という。) 項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を行う事業(次項第十七号において「認可外保育事件七 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第十二十七 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第十二
- いて「指定障害福祉サービス事業」という。) 現定する短期入所又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援を行うものに限る。同号におする居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護、同条第八項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業(障害児に対する障害者総合支援法第五条第二項に規定定する指定障害福祉サービスを行う事業(障害児に対する障害者総合支援法第五条第二項に規定。以下この号及び次項第十八号において「障害者総合支援法」という。)第二十九条第一項に規号。以下この号及び次項第十八号において「障害者総合支援法」という。)
- この法律において「教育保育等従事者」とは、次に掲げる者をいう。
- 二 前項第二号の教育を行う教育施設の長及び当該教育を行う教員
- する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に四 児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対又は知識の教授を行うもの 民間教育事業を行う事業所の管理者及び民間教育事業に従事する者のうち児童等に対して技芸 民間教育事業を行う事業所の管理者及び民間教育事業に従事する者のうち児童等に対して技芸
- のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行うものが、放課後等デイサービス事業を行う事業所の管理者及び放課後等デイサービス事業に従事する者

関する業務を行うもの

- 害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行うもの 保育所等訪問支援事業を行う事業所の管理者及び保育所等訪問支援事業に従事する者のうち障

- 対する児童福祉法第六条の三第三項に規定する支援に関する業務を行うもの十 子育て短期支援事業を行う事業所の管理者及び子育て短期支援事業に従事する者のうち児童に
- 六条の三第七項各号に掲げる者の保護に関する業務を行うもの十一 一時預かり事業を行う事業所の管理者及び一時預かり事業に従事する者のうち児童福祉法第
- 者のうち児童の養育に関する業務を行うもの十二 小規模住居型児童養育事業に従事する十二 小規模住居型児童養育事業を行う事業所の管理者及び小規模住居型児童養育事業に従事する
- の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの十四 意見表明等支援事業を行う事業所の管理者及び意見表明等支援事業に従事する者のうち児童
- 十六 児童育成支援拠点事業を行う事業所の管理者及び児童育成支援拠点事業に従事する者のうち 児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの十五 妊産婦等生活援助事業を行う事業所の管理者及び妊産婦等生活援助事業に従事する者のうち
- する業務を行うもの 一口の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関土 1 認可外保育事業を行う施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関
- 者であって次のイからホまでに掲げるもののうち当該イからホまでに定めるもの十八 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の管理者及び指定障害福祉サービス事業に従事する
- 務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者 障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護に従事する者 障害児に対する同項の主
- 務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者 障害者総合支援法第五条第四項に規定する同行援護に従事する者 障害児に対する同項の主
- 務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者 障害者総合支援法第五条第五項に規定する行動援護に従事する者 障害児に対する同項の主
- ホ 障害者総合支援法第五条第九項に規定する重度障害者等包括支援に従事する者 障害児に対務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者 にいいのでは、 でいる でいましょう に は でいっぱ でいん でいん は に は でいん は でいん は でいん でいん は でいん は でいん は でいん は でいん は に は に がった に は に がった に に かいん に に いいん に いいん に いいん に いいん に に に いいん に に いいん に いいん に いいん に に いん に に いいん に に いいん に に いいん に いん に いいん に いん に いいん に いいん に いいん に いいん に いいん に いん に いいん に
- この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。する同項の主務省令で定める障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者

7

- 。 |条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限用法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十
- 第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。) 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪

報

- 一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪 「日本法律第五十二号」第四、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一3
- 録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記
- みだりに人の身体の一部に接触する行為
- 下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為は写真機その他の機器(以下この口において「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該口 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しく
- ハーみだりに卑わいな言動をする行為(イ又は口に掲げるものを除く。)
- 一 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 一(持定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しさ) この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

2

- 二十年を経過しないものを除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを一
- が確定した日から起算して十年を経過しないもの 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判
- (学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等) 執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は
- 童等を適切に保護する責務を有する。 保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育第三条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する
- またれ、とどせは全体では、またではほど、知度の整備その他の施策を実施しなければならない。 ようにするため、必要な情報の提供、制度の整備その他の施策を実施しなければならない。 2 国は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が前項に定める責務を確実に果たすことができる
- 第二章 学校設置者等が講ずべき措置等
- 第四条 学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者(施行時現職者(こ第四条 学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者(施行時現職者(こ年和条 学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させている者及びこの法律の施行の旧(以下この項及び際現に教員等としてその本来の業務に従事させている者及びこの法律の施行の日(以下この項及び際現に教員等としてその本来の業務に従事させている者及びこの法律の施行の日(以下この項及び際現に教員等としてその本来の業務に従事させようとする者(施行時現職者(こ第四条 学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者(施行時現職者(これ犯罪事実確認義務等)
- 2 学校設置者等は、教員等に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定とができる。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行うまでの間は、その者を特定性犯罪事実とができる。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行うよびとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなけれて必ずできる。ただし、学校設置者等は、犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなけれるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、直ちにその者に当該業務を行わせなけれるとができる。ただし、学校設置者等は、教員等に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定と、学校設置者等は、教員等に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情として内閣府令で定

- 業務に従事しなくなった者を除く。)について、犯罪事実確認を行わなければならない。経過する日までに、その全ての者(施行日から当該政令で定める期間を経過する日までの間に当該3 学校設置者等は、施行時現職者については、施行日から起算して三年以内で政令で定める期間を

(児童対象性暴力等を把握するための措置)

- おいかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならながないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならな第五条 学校設置者等は、児童等との面談その他の教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれ
- (犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置) るようにするために必要な措置として内閣府令で定めるものを実施しなければならない。 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができ
- 第六条 学校設置者等は、第四条の規定による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の第六条 学校設置者等は、第四条の規定による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の第一項の措置により把握した状況、同条第二項の児童等からの相談の内容その他の事情を講じなければならない。

(児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置)

- 閣府令で定めるところにより、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない。 第七条 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、内
- (肝多) ルイルド (肝多) ルイルド 当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならない。 定めるところにより、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならない。 内閣府令で2 学校設置者等は、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、内閣府令で
- (県費負担教職員の場合の特例) 組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させなければならない。 第八条 学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り
- っ。以下この章及び次章において同じ。)を提供するものとする。 ウ。以下この章及び次章において同じ。)を提供するものとする。 方。以下この章及び次章において同じ。)を提供するものとする。 第二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第三十三条第八項において和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第三十三条第八項において和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第三十三条第八項において和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第三十三条第八項において和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第三十三条第八項において和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定。 第二百五十二条の十九第一項に規定する犯罪事実確

  「お道府県の教育委員会は、前項の規定により読み替えて適用する第四条の規定により犯罪事実確」

(施設等運営者がある場合の特例)

第十条 施設等運営者 (学校設置者等から地方自治法第二百四十四条の二第三項若しくは国家戦略特 別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第一項の規定による指定又は委託を受けて当 らの規定中 る者をいう。以下同じ。)がある場合における第四条から第八条までの規定の適用については、これ 該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理す 「学校設置者等」とあるのは、「学校設置者等及び第十条第一項に規定する施設等運営者」

2 ときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び前項の規定により読み替えて 適用する第六条の措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認書に係る教員等の犯罪事実 確認記録を提供することができる。 第三十五条第二項の規定により学校設置者等又は施設等運営者が犯罪事実確認書の交付を受けた

(犯罪事実確認記録等の管理に関する措置)

第十一条 第四条 (第九条第一項又は前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。 章において同じ。)の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な 犯罪事実確認記録等(第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下この章及び次 の提供を受ける市町村の教育委員会(以下この章において「犯罪事実確認実施者等」という。)は、 定により犯罪事実確認を行わなければならない者及び第九条第二項の規定により犯罪事実確認記録 2 3

(利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止)

第十二条 犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若 置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 しくは第六条(第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の措

- 第九条第二項又は第十条第二項の規定により提供する場合
- 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
- 十条第三項の規定により報告若しくは提出若しくは提示を求められ、又は質問若しくは検査に応 十四条の十七第一項若しくは第四十六条第一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三 情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九条第一項の規定により 第十六条第一項、児童福祉法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三

水曜日

(犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告)

第十三条 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確 認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれ にその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。 が大きいものとして内閣府令で定めるものが生じたときは、 内閣府令で定めるところにより、 直ち

(犯罪事実確認記録等の適正な管理)

令和 6 年 6 月 26 日

第十四条 犯罪事実確認実施者等は、 、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない

(帳簿の備付け及び定期報告)

第十五条 犯罪事実確認実施者等(国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三 第 号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条 項に規定する地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉 一項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一

> ところにより、帳簿を備え、これに犯罪事実確認の実施状況を記載し、これを保存しなければなら 事業の事業所の管理を行う施設等運営者を除く。以下この章において同じ。)は、内閣府令で定める

て、内閣府令で定めるところにより、定期的に、内閣総理大臣に報告しなければならない。 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況につい

(報告徴収及び立入検査)

第十六条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保 事実確認実施者等の事務所、学校等の施設、児童福祉事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入 書類その他の物件を検査させることができる り、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問させ、若しくは帳簿、 事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、犯罪 するために必要な限度において、犯罪事実確認実施者等に対し、 犯罪事実確認の実施状況及び犯罪

たときは、これを提示しなければならない。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があっ

(犯罪事実確認義務に違反した場合の公表) 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十七条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が第四条(第十条第一項の規定により読み替えて は名称その他内閣府令で定める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとす 適用する場合を含む。)の規定に違反していると認めるときは、当該犯罪事実確認実施者等の氏名又

(是正命令)

第十八条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が第十一条又は第十四条の規定に違反していると ずることができる 認めるとき(同条の規定の違反にあっては、第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。) は、当該犯罪事実確認実施者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命

(認定の申請) 第三章 民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等

第十九条 民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業(事業運営者(民間教育保育等事 臣の認定(以下この章(第二十一条第一項を除く。)において「認定」という。)を受けることができ により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大 あっては、当該事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。)について、前章の規定 育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。)がある場合に 業者から地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定による指定又は委託を受けて当該民間教育保

- 認定は、認定を受けようとする民間教育保育等事業者の申請により行う。
- 3 項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない 認定を受けようとする民間教育保育等事業者は、内閣府令で定めるところにより、 次に掲げる事
- あってはその代表者の氏名 認定を受けようとする民間教育保育等事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人に
- 二 その行う民間教育保育等事業(事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。)の 概要及び当該民間教育保育等事業が第二条第五項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するか

- 四 前号の民間教育保育等事業を行う事業所の名称及び所在地 第二号の民間教育保育等事業に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に
- 該当すると思料するものの業務の概要 その他内閣府令で定める事項
- 次に掲げる書類を添付しなければならない
- 前項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の詳細を説明する資
- 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する資料
- 次条第一項第四号に規定する児童対象性暴力等対処規程
- 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書
- Ŧi. その他内閣府令で定める書類

(認定の基準等)

号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該第二十条 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四 申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならない。 かつ、

- 定めるものを実施していること。 童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で 者の犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるものを備えていること。 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事させようとする
- 童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置と して内閣府令で定めるものを実施していること。 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児
- が内閣府令で定める基準に適合するものであること。 (以下この章において「児童対象性暴力等対処規程」という。)を作成しており、 (以下この章において「児童対象性暴力等対処規程」という。)を作成しており、かつ、その内容認定を受けようとする民間教育保育等事業者が次のイからハまでに掲げる措置を定めた規程
- るおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置(第の他の事情を踏まえて前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われ 一十六条第七項において「防止措置」という。) 犯罪事実確認の結果、第二号の措置により把握した状況、前号の児童等からの相談の内容そ
- る場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認め
- る場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認め
- Ŧi. るとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定一認定を受けようとする民間教育保育等事業者が、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高め めるものを前条第三項第四号の業務に従事する者に受講させていること。 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必
- 要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する民間教育保育等事業者は、認定を受けることができない。
- 五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役定等を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものを含む。) この号において同じ。)を取り消された者であって、その取消しの日から二年を経過しない者(認 第三十二条第一項又は第二項の規定により認定等(第二十二条に規定する認定等をいう。 以下

43

- 二 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなっ た日から起算して五年を経過しない者
- 三法人であって、 その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(共同認定の申請)

- き措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定(以下「共同認定」 管理する事業所において行われるものに限る。) について、 二十一条 民間教育保育等事業者及び事業運営者は、その行う民間教育保育等事業(事業運営者が 前章の規定により学校設置者等が講ずべ
- 共同認定は、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請によ
- み替えるものとする。 は「資料(民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの役割を説明した資料を含む。)」と読 十九条第三項第二号中「を除く」とあるのは「に限る」と、同条第四項第二号中「資料」とあるの び第二項中「民間教育保育等事業者」とあるのは「民間教育保育等事業者及び事業運営者」と、第 第十九条第三項(第二号から第五号までの規定を除く。)及び第四項第四号並びに前条第一項各号及 第十九条第三項及び第四項並びに前条の規定は、共同認定について準用する。この場合において、

(認定等の公表)

- 第二十二条 内閣総理大臣は、認定又は共同認定(以下「認定等」という。)をしたときは、遅滞なく、 その他の方法により公表するものとする。 その旨及び次に掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、インターネットの利用
- 者(以下「認定事業者等」という。)の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはそ の代表者の氏名 認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営
- に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別 認定等に係る民間教育保育等事業(以下「認定等事業」という。)の概要及び第二条第五項各号
- 認定等事業を行う事業所の名称及び所在地
- 認定等に係る教育保育等従事者の業務の概要

その他内閣府令で定める事項

五

- 第二十三条 認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるもの(次項にお て「広告等」という。)に、内閣総理大臣が定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付

- 第二十四条 認定事業者等は、第二十二条各号に掲げる事項を変更するときは、 ころにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 内閣府令で定めると
- 利用その他の方法により公表するものとする。 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、 遅滞なく、その旨をインターネットの
- 3 その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 のについては、この限りではない いて準用する場合を含む。)の措置を変更するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、 認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程又は第二十条第一項第六号(第二十一条第三項にお ただし、軽微な変更として内閣府令で定めるも

旨を内閣総理大臣に届け出るものとする。

(児童対象性暴力等対処規程の遵守義務)

44

第二十五条 (犯罪事実確認義務等) 児童対象性暴力等対処規程を遵守しなければならない

- 2 次項において同じ。)について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認を行わなければならない。 項及び第三項において「認定等の日」という。)の前日までに当該業務に従事させることを決定して せようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であっ 事情として内閣府令で定めるものにより、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事さ いた者であって認定等の日の後に当該業務に従事させるものをいう。同項において同じ。)を除く。 認定事業者等は、認定等に係る教育保育等従事者に急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない (認定時現職者(認定等の際現に当該業務に従事させている者及び認定等を受けた日 認定事業者等は、 認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする (以下この
- 3 項の規定にかかわらず、その者の犯罪事実確認は、その者を当該業務に従事させた日から六月以内 で政令で定める期間内に行うことができる。ただし、認定事業者等は、犯罪事実確認を行うまでの 認定事業者等は、認定時現職者については、認定等の日から起算して一年以内で政令で定める期 その者を特定性犯罪事実該当者とみなして必要な措置を講じなければならない。

て、直ちにその者に当該業務を行わせなければ認定等事業の運営に著しい支障が生ずるときは、前

- 4 間を経過する日までに、その全ての者(認定等の日から当該政令で定める期間を経過する日までの 間に当該業務に従事しなくなった者を除く。)について、犯罪事実確認を行わなければならない。 認定事業者等は、前項の犯罪事実確認が完了したときは、内閣府令で定めるところにより、 その
- 5 利用その他の方法により公表するものとする。 定等事業に従事する全ての教育保育等従事者について犯罪事実確認を行った旨をインターネットの 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該認定事業者等が法定の期間内に認
- 6 者の直近の犯罪事実確認書に記載された確認日(第三十四条第二項に規定する確認日をいう。)の翌 事者としてその業務に従事させるときは、当該年度の初日から末日までの間に、改めて、その者に 日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日を超えて引き続き認定等に係る教育保育等従 ついて、犯罪事実確認を行わなければならない。 認定事業者等は、第一項から第三項まで及びこの項の規定による犯罪事実確認を行った者をその 2

水曜日

規程に定める防止措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認に係る教育保育等従事者の 犯罪事実確認記録を提供することができる。 受けたときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び児童対象性暴力等対処 第三十五条第二項の規定により民間教育保育等事業者又は事業運営者が犯罪事実確認書の交付を

(犯罪事実確認記録等の適正な管理)

令和 6 年 6 月 26 日

第二十七条 認定事業者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない

第 項 第 とあるのは「第二十六条第七項に規定する防止措置」と、同条第一号中「第九条第二項又は第十条 条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三十四条の十七第一項若しくは第四十六条 第十二条及び第十三条の規定は、認定事業者等について準用する。この場合において、第十二条 二項」とあるのは「第二十六条第七項」と、同条第四号中「第十六条第一項、児童福祉法第二十 一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三十条第三項」とあるのは「第二十九条第 「第六条(第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の措置 と、「提出若しくは提示」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け及び定期報告)

2

- 第二十八条 認定事業者等は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、これに犯罪事実確認の これを保存しなければならない。
- 第六号(これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する措置並びに児 総理大臣に報告しなければならない。 及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、 第三項において準用する場合を含む。) に掲げる措置をいう。 次条第一項において同じ。) の実施状況 童対象性暴力等対処規程に定める第二十条第一項第四号イからハまで(これらの規定を第二十一条 犯罪事実確認等(犯罪事実確認、第二十条第一項第二号、 第三号、第五号及び

(報告徴収及び立入検査)

- 第二十九条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認等の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を させることができる。 況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問させ、 業者等の事務所、認定等事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、 実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、 確保するために必要な限度において、認定事業者等に対し、犯罪事実確認等の実施状況及び犯罪事 若しくは帳簿、 書類その他の物件を検査 又はその職員に、認定事 犯罪事実確認等の実施状
- (適合命令及び是正命令) 第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 第三十条 内閣総理大臣は、認定事業者等が第二十条第一項各号(第二十一条第三項において準用す 等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 対し、期限を定めて、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 二項において準用する第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。) は、当該認定事業者 る場合を含む。)に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業者等に 内閣総理大臣は、認定事業者等が第二十七条第一項の規定に違反していると認めるとき(同条第
- 第三十一条 認定事業者等は、認定等事業を廃止するときは、内閣府令で定めるところにより、 臣に届け出なければならない。 かじめ、その旨及び廃止しようとする日(以下この条において「廃止の日」という。)を内閣総理大
- ターネットの利用その他の方法により、公表しなければならない。 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨及び廃止の日をイン
- 認定等は、廃止の日として第一項の規定により届け出られた日以後は、 (認定等の取消し等) その効力を失う
- 第三十二条 消すものとする。 内閣総理大臣は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定等を取り
- 偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき
- 含む。)に掲げる者に該当することとなったとき。 第二十条第二項第二号又は第三号(これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を
- 三 第二十六条第一項から第三項まで又は第六項の規定に違反して犯罪事実確認を行っていないと
- 第三十条の規定による命令に違反したとき
- ができる。 内閣総理大臣は、 認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、 認定等を取り消すこと
- 民間教育保育等事業者又は事業運営者に該当しなくなったとき
- 認定等事業を行っていないと認めるとき。
- かに適合しなくなったと認めるとき 第二十条第一項各号(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる基準のいずれ

報

- | とき。| 四 第二十四条第一項若しくは第三項、第二十五条、第二十八条又は前条第一項の規定に違反した | 5
- 閣府令で定める事態が生じた場合に限る。)。たとき(第二十七条第一項の規定の違反にあっては、同条第二項において準用する第十三条の内五 第二十七条第一項又は同条第二項において準用する第十二条若しくは第十三条の規定に違反し
- 弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答六 第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若

# 四章 犯罪事実確認書の交付等

(犯罪事実確認書の交付申請)

- 者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同して行うものとする。 | 8は事業所において行われるものである場合にあっては、交付申請は、学校設置者等及び施設等運営 | 7の章において「申請従事者」という。)の行う業務が施設等運営者又は事業運営者が管理する施設又 | 72 前項の規定による申請(以下この章において「交付申請」という。)の対象とする従事者(以下こ
- 一 交付を受けようとする対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはそげる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。3 犯罪事実確認書の交付を受けようとする対象事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲
- の代表者の氏名 交付を受けようとする対象事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはそ
- 申請従事者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

水曜日

- は認定等事業の概要 申請従事者が勤務する学校等の名称及び所在地又は申請従事者が従事する児童福祉事業若しく
- 申請従事者が行う業務の内容
- おいて「従事予定日」という。) 場合にあっては、当該申請従事者を当該業務に従事させる予定の日(第三十八条第二項第二号に 申請従事者が教員等又は認定等に係る教育保育等従事者の業務に従事させようとする者である
- 実確認書の送付を受ける者 一大 交付申請が前項の規定により共同で行われる場合にあっては、交付申請をした者のうち犯罪事
- その他内閣府令で定める事項

令和 6 年 6 月 26 日

- に係る業務に従事させることを証する書類 申請従事者と対象事業者との間の雇用契約の契約書の写しその他の当該申請従事者を交付申
- 二 その他内閣府令で定める書類

- 請従事者に係る除かれた戸籍がある場合に限る。)申請従事者が日本の国籍を有する場合(次に掲げる書類(口に掲げる書類にあっては、当該申申請従事者が日本の国籍を有する場合)次に掲げる書類(口に掲げる書類にあっては、当該申
- 同法第百二十条第一項に規定する戸籍証明書又は戸籍の謄本て「本人特定情報」という。)が記載されては記録された全ての戸籍の抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、という。)が記載されては記録された全ての戸籍の抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、から第四号までに掲げる事項その他の次条第一項に規定する本人特定情報(以下この条においから第四号までに掲げる事項その他の次条第一項に規定する本人特定情報(以下この条におい当該申請従事者の本籍、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第一号
- た戸籍の謄本第に関する証明書、戸籍法第百二十条第一項に規定する除籍証明書又は除かれ籍に記載した事項に関する証明書、戸籍法第百二十条第一項に規定する除籍証明書又は除かれた戸籍の抄本、除かれた戸当該申請従事者の本籍等が記載され又は記録された全ての除かれた戸籍の抄本、除かれた戸
- 必要な書類として内閣府令で定めるもの(世第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写しその他の本人特定情報を把握するために(申請従事者が日本の国籍を有しない場合)当該申請従事者の住民基本台帳法(昭和四十二年法)
- 府令で定めるものを除く。)の提出を省略することができる。ろにより、当該書類(本人特定情報の変更の有無及び内容を把握するために必要なものとして内閣うちに当該申請従事者が同項の規定により既に提出したものがあるときは、内閣府令で定めるとこうちに当該申請従事者が同項の規定によりことができる。
- きは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。
  ・ 申請従事者が第五項の規定による書類の提出を当該対象事業者を経由して行うことを希望すると
- (内閣総理大臣による犯罪事実の確認)(内閣総理大臣は、本人特定情報の確認のため必要があることができる。内閣総理大臣は、本人特定情報の確認のため必要があるときは、市町村、指定都市の区若しくは
- 氏名(変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。
- 出生の年月日
- 一 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める事項
- ての本籍及び変更の年月日を含む。) 当該申請従事者が日本の国籍を有する場合 本籍(変更があった者については、変更前の
- 前の全ての国籍等及び変更の年月日を含む。)国籍等(以下この口及び次項において「国籍等」という。)(変更があった者については、変更当該申請従事者が日本の国籍を有しない場合(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する
- 三十八条第一項において「確認日」という。)を内閣総理大臣に通知するものとする。各号に定める事項及び当該各号のいずれの場合に該当するかの確認を行った日(次条第四項及び第法務大臣は、前項の規定による求めがあったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該
- 又は国籍等のうちに、前項の規定により提供された本人特定情報に合致するものがない場合 そ定する保管記録をいう。次号において同じ。)に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍いて同じ。)の保管記録(刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)第二条第二項に規特定性犯罪についての事件(拘禁刑又は罰金を言い渡す裁判が確定したものに限る。次号にお

ことにより行うものとする。

- イ 背名 定情報に合致する被告人の特定性犯罪についての次に掲げる事項 定情報に合致する被告人の特定性犯罪についての次に掲げる事項 二 特定性犯罪についての事件の保管記録に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は
- 」 裁判
- 裁判 (拘禁刑又は罰金に処する確定裁判に限る。)の主文の内容
- ロの裁判において示された法令の適用
- ロの表半カ確定した日
- が取り消された者であるときは、その旨か、当該被告人が当該特定性犯罪について拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その言渡し
- (犯罪事実確認書の交付) た者であるときは、当該刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日 た者であるときは、当該刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなっへ 当該被告人が当該特定性犯罪について刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ
- 実確認書の交付は、申請書に記載された同条第三項第六号の者に対して犯罪事実確認書を送付する2 交付申請が第三十三条第二項の規定により共同で行われた場合における前項の規定による犯罪事した対象事業者に対し、当該交付申請に係る申請従事者の犯罪事実確認書を交付するものとする。4 第三十五条 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、交付申請を 4

- 申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない場合 その旨
- 申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められる場合 次に掲げる事項
- ロ その特定性犯罪の裁判が確定した日 当該申請従事者についての第二条第八項各号に掲げる特定性犯罪事実該当者の区分

水曜日

- 必要な事項は、内閣府令で定める。 ・前各項に定めるもののほか、犯罪事実確認書の様式その他の犯罪事実確認書の交付の手続に関し
- 一十六条 内閣総理大臣は、申請従事者ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿(次項において「犯

(犯罪事実確認書管理簿)

罪事実確認書管理簿」という。)を作成しなければならない。

令和 6 年 6 月 26 日

申請書に記載された第三十三条第三項各号に掲げる事項

3

- 第三十四条第二項又は次条第五項の規定により法務大臣から通知された事項
- 五 犯罪事実確認書に記載した事項及び当該犯罪事実確認書の交付の日四 次条第二項に規定する訂正請求があった場合にあっては、同条第六項又は第七項の決定の内容

な事項は、内閣府令で定める。 2 前項に定めるもののほか、犯罪事実確認書管理簿の様式その他犯罪事実確認書管理簿に関し必要

(訂正請求)

- に対し、当該通知内容の訂正を請求することができる。 た内容(以下この条において「通知内容」という。)が事実でないと思料するときは、内閣総理大臣第三十七条 第三十五条第五項の規定による通知を受けた申請従事者は、同項の規定により通知され
- の規定による通知を受けた日から二週間以内にしなければならない。前項の規定による訂正の請求(以下この条において「訂正請求」という。)は、第三十五条第五項
- 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を内閣総理大臣に提出してしなければならない。
- 訂正請求をする者の申請対象者情報

3

2

- 訂正請求の趣旨及び理由
- ることができる。(「内閣総理大臣は、訂正請求に理由があるかどうかの判断をするため必要があるときは、法務大臣(内閣総理大臣は、訂正請求に理由があるかどうかの判断をするため必要があるときは、法務大臣)
- 直ちに、内閣総理大臣に対して、その内容を訂正して通知しなければならない。 法務大臣は、第三十四条第二項の規定により通知した内容に誤りがあることを発見したときは、
- に対し訂正した内容を記載した犯罪事実確認書を交付しなければならない。正請求をした申請従事者に対しその旨を書面により通知するとともに、交付申請をした対象事業者、内閣総理大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、通知内容を訂正する旨の決定をし、訂
- (卫軍事兵権忍己录等の発験女が肖49) 訂正請求をした申請従事者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。 可閣総理大臣は、訂正請求に理由がないと認めるときは、通知内容を訂正しない旨の決定をし、

(犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去)

- ラ。以下この条において同じ。)を廃棄し及び消去しなければならない。 総書に記載された情報に係る記録(第四十六条第三号において「犯罪事実確認書及び犯罪事実確 を経過する日までに、当該犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等(犯罪事実確認書及び犯罪事実確 を経過する日までに、当該犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等(犯罪事実確認書及び犯罪事実確 を経過した日の属する年度の末日から起算して三十日確認書に記載された確認日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日から起算して三十日確認書に記載された確認者の規定による提供を受けた対象事業者及び第九条第二項、第三十八条 犯罪事実確認書受領者等(犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者及び第九条第二項、
- でに、当該申請従事者の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならない。は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して三十日が経過する日また場合又は犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず若しくは雇用しなかった場合に2.前項の規定にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認に係る申請従事者が離職し
- 当該申請従事者が離職した場合 離職の日
- 当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日) して当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日(当該犯罪事実確認書の交付の日が一 犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず又は雇用しなかった場合 従事予定日と
- らない。 当該犯罪事実確認書受領者等が取得した全ての犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければな当該犯罪事実確認書受領者等が取得した全ての犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければな事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日から起算して三十日が経過する日までに、事業者等の以ずれにも該当しなくなったときは、その日から起算して三十日が経過する日までに、前二項の規定にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、学校設置者等、施設等運営者又は認定

(職員等の秘密保持義務)

載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 十五条第四項第二号に定める事項が記載されたものに限る。第四十五条第二項において同じ。)に記 職員若しくは従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書(第三 犯罪事実確認書受領者等(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはそ

第五章

第四十条 認定等を受けようとする者 (国及び地方公共団体並びにこれらが行う民間教育保育等事業 ければならない の事業所の管理を行う事業運営者を除く。)は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しな

(関係大臣への協議)

第四十一条内閣総理大臣は、 当該各号に定める大臣に協議するものとする。 次の各号に掲げる内閣府令を制定し、又は改廃するときは、 あらかじ

九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第五条及び第 七条 (これらの規定を第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の内閣府令 第二条第四項第一号ハ、第二号及び第三号ハ並びに第五項第二号及び第九号、第四条第二項(第

合を含む。)及び第二十六条第二項の内閣府令 第二十条第一項第一号から第五号まで(これらの規定を第二十一条第三項において準用する場 文部科学大臣及び経済産業大臣

(こども家庭庁長官への内閣総理大臣に係る権限の委任)

報

第四十二条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。) をこども家庭庁長官に委任する。

(情報不正目的提供罪)

された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、二年以下の拘禁刑若しく の職員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載 は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 犯罪事実確認書受領者等(その者が法人である場合にあっては、 その役員)若しくはそ 2

(犯罪事実確認書不正取得罪)

水曜日

第四十四条 偽りその他不正の手段により犯罪事実確認書の交付を受けたときは、 た者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する 当該違反行為をし

(虚偽表示罪及び情報漏示等罪)

第四十五条 したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又 はこれを併科する 第二十三条第二項の規定に違反して、同条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付

2 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者は、 第三十九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内 一年以下の拘禁刑若しくは五十万円

(帳簿の不備等の罪

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 金に処する 当該違反行為をした者は、 五十万円以下の罰

くは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。 第十五条第一項又は第二十八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、 帳簿に記載せず、

若し

ず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、 たとき 虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせ 第十六条第一項又は第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは 若しくは忌避し

三 第三十八条の規定に違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかった

(国外犯)

第四十七条第四十三条及び第四十五条第二項の規定は、 た者にも適用する。 日本国外においてこれらの規定の罪を犯し

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 は、 の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたとき 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。ただし、 附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項 (第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、 に掲げる罪とみなす。 次に掲げる罪は、

罪又はこれらの罪の未遂罪 という。)による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」

正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改

前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項 四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執 第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和 行猶予を言い渡す裁判は、 拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。 (第一号並びに

**第四条** 内閣総理大臣は、第四十一条各号に掲げる内閣府令を定めるため、 おいても、当該各号に定める大臣に協議することができる。 この法律の施行の日前に

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、

政

令で定める。

(政令への委任

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、学校 含め、児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めると きは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 民間教育保育等事業者、 教育保育等従事者及び特定性犯罪事実該当者の範囲を

(学校教育法の一部改正)

第七条 学校教育法の一部を次のように改正する。 第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 学校 (大学を除く。)の設置者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児 童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)で定めるところ を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。 において同じ。)を防止し、並びに児童対象性暴力等が行われた場合に幼児、児童、生徒及び学生 により、児童対象性暴力等(同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条

ものに限る。)に、」を加える。 第百三十三条第一項中「専修学校に、」の下に「第十二条の二の規定は専修学校(高等課程を置く

(児童福祉法の一部改正)

第八条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十二条第六項の次に次の一項を加える

第二十一条の五の十八に次の一項を加える。 暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。 をいう。以下この項及び第二十一条の五の十八第四項において同じ。)を防止し、及び児童対象性 置する児童相談所について、児童対象性暴力等(同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等 ための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)で定めるところにより、当該都道府県が設 都道府県知事は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の

児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければなら 等の防止等のための措置に関する法律で定めるところにより、児童対象性暴力等を防止し、及び 指定障害児通所支援事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力

第二十一条の五の二十三第一項に次の一号を加える。

当該違反を是正するために必要な措置をとること。 する法律若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反した場合 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関

等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える。 第二十一条の五の二十四第一項第十号中「この法律」の下に「、学校設置者等及び民間教育保育

第二十四条の十一に次の一項を加える。

水曜日

第二十四条の十六第一項に次の一号を加える。 第二十一条の五の十八第四項の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。

当該違反を是正するために必要な措置をとること。 する法律若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反した場合 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関

る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える 第二十四条の十七第九号中「この法律」の下に「、学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ

第三十四条の十六に次の一項を加える。

令和 6 年 6 月 26 日

第二十一条の五の十八第四項の規定は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に

者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保する」に改め、 同条第三項中「至つたときは」を「至つた場合又は家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業 第三十四条の十七第一項中「維持する」を「維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業

> 合には」に改め、「適合するため」の下に「又は当該違反を是正するため」を加える。 を行う者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置 に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場

護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設(第四十六条第三項において 「乳児院等」という。)の設置者について準用する。 第二十一条の五の十八第四項の規定は、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、

項に規定する場合においてその施設の運営を継続させることが」に改める。 え、同条第四項中「児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、」を「前 若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には」に、 校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 め、又は」に改め、同条第三項中「達しないときは」を「達しない場合又は乳児院等の設置者が学 る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保する」に、「求め、」を「求 「勧告し、又は」を「勧告し、」に改め、「かつ、」の下に「その施設の運営を継続させることが」を加 第四十六条第一項中「維持する」を「維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ

対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの」に改める。 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正) 第五十八条中「若しくはこの」を「若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童

第九条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を次のよう に改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える

(児童対象性暴力等の防止等のための措置)

**第六条** 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施 児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するために必要な措置を講じなければな 設の設置者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のため 法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び の措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)で定めるところにより、児童対象性暴力等(同

児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」を加える。 第七条第一項第六号中「社会福祉法」の下に「、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による

第十三条に次の一項を加える。

第六条の規定は、幼保連携型認定こども園の設置者について準用する

を「勧告し、」に改め、「かつ、」の下に「当該幼保連携型認定こども園の運営を継続させることが」を、 者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律又はこれらの」に、「勧告し、 「認められるときは」の下に「、当該設置者に対し」を加える。 第二十条中「、この法律又はこの」を「この法律若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業

該幼保連携型認定こども園の運営を継続させることが」を加える。 よる児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律又はこれらの」に改め、「かつ、」の下に「当 第二十一条第一項第一号中「又はこの」を「若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者に

性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの法律に」に改める 第二十二条第一項中「この法律に」を「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象

関する法律(令和六年法律第六十九号)の施行に関すること。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 に改める。 第十八条第二項中「第十二号、第十三号及び第十六号」を「第十三号、第十四号及び第十七号」

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十一条 こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。 り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。 第十八号の二を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰 第四条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、 十二 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に

内閣総理大臣 岸田

文部科学大臣 盛山 正 文仁 雄

厚生労働大臣

武見

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止 等のための措置に関する法律案に対する附帯決議(衆議院)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について 遺憾なきを期すべきである。

- 一 民間教育保育等事業者が積極的に認定を受けることにより、その事業者に 対する保護者の信頼を高めることとなるよう、事業者及び保護者の双方に対 し、認定制度の周知啓発を図ること。
- 二 対象事業及び対象業務への該当性の基準、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置に関する基準や具体例の明示、犯罪事実確認を行う前にこどもに接する業務に従事させる特例が認められる場合及びその場合に必要な防止措置の内容、調査の客観性の確保など、本法の運用に関する具体的な事項が下位法令やガイドラインに委ねられていることを踏まえ、これらの制定を早急に行うこと。また、制定に当たっては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や児童福祉法、これらの法律に基づく指針等との整合性を図るだけでなく、事業者、従事者やこどもの声を適切に反映するとともに、防止措置の濫用の防止を図ることに留意すること。その際には、性犯罪歴がある労働者に安全確保措置を講じる場合においても、雇用管理上の措置をとる際には労働法制等に従う必要があることが重要である点にも留意すること。
- 三 対象事業については、芸能事務所のように、主たる事業が教育ではなく、 対象がこどもに限らない場合であっても、こどもを対象とする事業であれば 広く含まれるようにすること。また、民間教育事業の要件に関し、「六月以 上」とされている技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間の短縮に ついて検討すること。
- 四 ベビーシッターや家庭教師等のこどもを対象とする事業を営む個人事業主、マッチングアプリ経由等による個人契約やフランチャイズ方式も犯罪事実確認等の対象とする仕組みを早急に検討すること。また、医療機関を対象事業とすることについても検討すること。
- 五 犯罪事実確認については、特定性犯罪の範囲を下着窃盗、ストーカー行為 やこどもに重大な影響を与える性暴力と解される行為等にも拡大すること、 確認対象期間を延長すること、示談等により不起訴とされた場合や刑事事件 には至らないものの懲戒解雇となった場合なども対象とすることについて検 討すること。また、これらの検討に必要な知見が得られるよう、性犯罪の累 犯性、余罪の状況などの特性や小児性愛を含む性嗜好障害の実態に関する調 査・分析・研究を進めること。

- 六 本法の実効性を確保するためには、性加害の事実のもみ消しや加害者の自 主退職による懲戒の回避を防止する必要があることを踏まえ、事業者等に告 発・通報を義務付けることについて検討すること。
- 七 学校設置者等及び認定事業者が研修、相談、調査等の措置を講ずる体制を 負荷なく構築することができるよう支援する仕組みを整備するとともに、こ どもの安全・保護に関する責任者を任命する仕組み等を検討すること。特に、 研修、相談、調査等については、公平性、透明性及び質の担保のため、第三 者性の確保にも留意すること。
- 八 教員、保育士等の養成段階において、こどもに対する性暴力を防止するための教育を充実させること。
- 九 性被害を受けたこどもの人権を擁護するため、第三者機関を含む相談先の 確保を推進するとともに、トラウマケアの充実を図るための方策について検 討すること。
- 十 性暴力の根絶へ向けて、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、発達段階に応じて着実な指導に努めること。また、こどもが性被害から身を守るために必要な知識を習得できるよう、こども向けの研修の充実を図るとともに、家族や教員等のこどもにとって身近な存在からの性被害もあり得ることを「生命(いのち)の安全教育」において強調すること。
- 十一 犯罪事実確認記録等が犯罪歴という要配慮個人情報を含み得ることを踏まえ、学校設置者等及び認定事業者が犯罪事実確認記録等の管理及び廃棄を適正に行うよう徹底するとともに、情報の漏えいを防止するための対策を講ずること。また、犯罪事実確認の方法については、イギリスで採用されている第三者機関「Ofsted」による確認の仕組みも参考にして、学校設置者等及び認定事業者への犯罪事実確認書の交付が不要となる仕組みを検討すること。
- 十二 本法に基づく規制が特定性犯罪事実該当者に対して事実上の就業制限を 課すものであることを踏まえ、性犯罪の捜査及び立証に当たっては、誤った 事実認定の防止に一層留意すること。
- 十三 学校設置者等及び認定事業者の採用内定者が内定を辞退した場合において、内定辞退後にその者の採用を検討する他の事業者にとっては、これが犯罪事実確認の結果に起因するものであるか否かが判別できないことを踏まえ、その者が偏見により就労を妨げられることがないよう、所要の周知啓発を図ること。
- 十四 性犯罪の加害者の再犯防止等に資するためにも、性嗜好障害の治療等の データの蓄積など、科学的根拠の構築に必要な調査研究を進めること。また、 加害者の改善更生及び社会復帰を支援するため、認知行動療法に基づく治療

- 的支援を強化し、加害者更生プログラムの充実を図るとともに、加害者の受 講を促進すること。
- 十五 本法が犯罪事実確認記録等という要配慮個人情報を含み得る情報を取り 扱うこと等を踏まえつつ、本法の施行に万全を期するため、政府における執 行体制を早急に整備すること。
- 十六 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による犯罪事実確認並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第七条第一項の規定によるデータベースの活用又は児童福祉法第十八条の二十の四第三項の規定によるデータベースの活用に関し、それらの補完・連携の在り方について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者の負担を軽減するための方策にも留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十七 児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について、本法の施行後 三年の見直しを待たず、必要に応じ、不断の見直しを行うこと。
- 十八 民間教育事業における教授を行う者の人数等の要件を満たさない事業者 等がいることも踏まえつつ、こどもの安全の確保は本法のみで全うできるも のではないことに鑑み、こどもに対する性犯罪・性暴力対策の総合的な取組 を進めること。
- 十九 以上の項目は、こどもが誰一人として性被害を受けることがないよう万 全を期するという一貫した考えのもと取り組むこと。

学 す る 校 法 設 律 置 案 者 に 等 対 及 す 75 る 民 附 間 帯 教 決 育 議 保 育 等 事 業 者 12 ょ る 児 童 対 象 性 暴 力 等 0 防 止 等 0 た  $\otimes$ 0 措 置 12 閣

政 府 は 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 に 当 た り 次  $\mathcal{O}$ 諸 点 に 0 1 7 適 切 な 措 置 を 講 ず る ベ き で あ る

ことと 民 間 な教 る 育 よ保 う 育 等 事 事 業 業 者 者 及 が び積 保 極 護 的 者 に  $\mathcal{O}$ 認 双 定 方 を に 受 対 け L る <u>こ</u>と 分 カゝ に り B ょ り、 す そ  $\mathcal{O}$ カコ 事 0 業 誤 解 者 を に 招 対 カコ す る な 保 11 よ護 う 者 に  $\mathcal{O}$ 認 信 定頼 制 を 度 高  $\mathcal{O}$  $\emptyset$ 周 る

知

啓

発

を

図

る

管 対 反 基 が 場 関 応 映 当 下 合 す 理 づ 対 < た る 上 に す 位 及 象  $\mathcal{O}$ 留 る 0 法び 基 事 と と て 措 意 令 そ 潍 針 業 す 等 置 は B  $\mathcal{O}$ B 及 るこ لح ガ 場 を Ł 具 U とる に  $\mathcal{O}$ 教 1 合 体 太 <u>ک</u> 。 整 育 ド 例 象 に 防 職 際 合 ラ 必 業  $\mathcal{O}$ に そ 止 性 員 1 要 明 務 な は  $\mathcal{O}$ 措 を 等 ン 示 置 义 防 労 際 に に  $\mathcal{O}$ る 働 に  $\mathcal{O}$ ょ 委 止 犯 該 は 濫 だ る ね措 罪 当 法 け 制 用 児 5 置 事 性 等 性  $\mathcal{O}$ で 童 れの 実  $\mathcal{O}$ 防 な 生 内 確 に 犯 て 基 従罪 止 < 徒 11 容 認 準 を 歴 を Ž 性 る ے ح が 义 暴 調 必 事 行 児 業 要 あ ること 力 査 う 童 が る 者 等 を  $\mathcal{O}$ 前 対  $\mathcal{O}$ 踏 あ 労 客 に 象 や、 働 防 観 る 労 ま 性 働 تلح 点 者 止 性 暴 え 者 を に お 等  $\mathcal{O}$ ŧ 力 ک P そ 等 安 確 ガ に に ۲ 全 関 1 れ れ保 接 が تلح K 確 が す 5 な す 行 る ど る ラ 保 あ ŧ  $\mathcal{O}$ わ 業 措 る 法 イ  $\mathcal{O}$ 制 れ 置 لح 参 律 る ン 定 本 務 に を 誤 画 B を 法 12 お 明 講 認  $\mathcal{O}$ 児 早  $\mathcal{O}$ 従 そ 記 U に 下 童 急運 事 n 基 に用 る で 福 さ が す 場 る づ 検 行 に せ あ 祉 関 き うこ 合 討 法 る る 判 す に 特 場 L <u>ک</u> 。 そ お 断 る 例 合  $\mathcal{O}$ 具 さ れ が 11  $\mathcal{O}$ 声 5 体 7 れ ま 認 防 た を 的  $\mathcal{O}$ た 8 Ł 止 場 適 法 な 措 5 合 切 律 制 事 れ 置 雇 に 定項 用  $\mathcal{O}$ に る

対 象 事 業 に 0 11 て は 芸 能 事 務 所  $\mathcal{O}$ ょ う に、 主 た る 事 業 が 教 育 で は な 対 象 が こど Ł に 限 5 な 1 場 合

三

す に で るこ 関 あ L 0 7 ŧ, 六 こど 月 以 Ł 上 \_ を と 対 さ 象 لح れ す 7 る 1 事 る 業 技 芸 で 又あ はれ 知ば 識広 を < 習 含 得 ま れ す る る ょ た う  $\Diamond$ に  $\mathcal{O}$ 標 す る 準 ک 的 <u>ک</u> ه な 修 業ま 期た 間 の民 間 短 教 縮 育 に 0 事 業 11 7  $\mathcal{O}$ 要 検 件 討

几 医 ょ る 療 ベ 個 ビ 機 関 人 ] 契 を シ 対 約 ツ タ 象 P 事 フ 1 業 ラ P と 家 ン す チ 庭 る 7 教 こと 師 イ 等 ズ に 方  $\mathcal{O}$ こど 0 式 11 ŧ ŧ て 犯 ŧ 罪 を 検 事 対 象と 実 討 す 確 する事 ること。 認 等  $\mathcal{O}$ 業 対 を 象 営 とす む 個 る 人 仕 事 組 業 4 主、 を 早 7 急 ツ に チ 検 ン 討 グ す ア るこ プ IJ 経 由 ま

五. 愛 た る を 場 性 犯 含 ま 合 暴 罪 む た B 力 事 性 لح 刑 実 嗜 解 確 事 れ事 さ 認 好 障 5 件れ に 害  $\mathcal{O}$ る に 0 検 行  $\mathcal{O}$ 11 は 実 討 為 て 至 等 態 に は b 必 12 に な 要 ŧ 関 特 V な す 拡 定 ŧ) 知 大 る 性  $\mathcal{O}$ す 見 調 犯  $\mathcal{O}$ が ること、 罪 査 懲 得ら •  $\mathcal{O}$ 戒 分 範 解 れるよう、 析 囲 雇 • 確 を とな 研 認 下 究 対 着 0 を 象 窃 た 進性が犯 期 盗 場 間 合 罪 ること。 を ス など 0 1 延 累 長 Ł す 犯 力 対 ること、 性 ] 象 行 と 為 余 す Þ 罪 る \_  $\mathcal{O}$ 示 こと ど 状 談 等 況 ŧ に に な に 0 ょ Ŀ 重 *\*\ ŋ 大  $\mathcal{O}$ て 特 不 な 検 起 影 性 討 響 P 訴 す と 小 を さ る 児 与 性 n え

六 届 付 止 け す < 本 る ょ る 法 ことに う 必  $\mathcal{O}$ な 要 実 体 が 効 制 9 あ 性 が 1 る を <u>こ</u>と 7 整 確 備 検 保 さ 討 を す れ す 踏 る るこ るよう努 ま た え 8 \_ と 。 に その は  $\otimes$ ま 事 ること。 た 性 実 加 性が 害 犯 客  $\mathcal{O}$ 罪 観 事 を 的 実 防 に  $\mathcal{O}$ 認 止 Ł す 8 4 5 る 消 観 れ L た B 点 か場 加 合 害 5 に 者 施は  $\mathcal{O}$ 設 自 事 主 な 業 ど 退 12 者 職 お 等 に に ょ て 告 る 複 懲 発 数 戒  $\mathcal{O}$ 通  $\mathcal{O}$ 報 目 口 が を 澼 義 を 行 き 務 防

七 を < 学 た 命 構校 8 す 築 設 る す 置 る 外 仕 者 組 部 等 有 4 کے 及 等 がび 識 を で 認 者  $\bigcirc$ 検 き 定 活 討 る 事 用 す ょ 業 る う 者 な ど 支が \_ ک ° 第三 援 そ す 者 特 る  $\mathcal{O}$ 性 に仕規  $\mathcal{O}$ 組模 確 研 みに 保 修 をか に 整 カン ŧ 相 備 わ 留 談 す 5 る ず 意 と す 調 研 ること と 査 修 等 t に に 相 0 談 ۲ 11 て ど 調 £ は 査  $\mathcal{O}$ 等 公 安  $\mathcal{O}$ 平 措 全 性 置 保 を 護 講 透 ず 明に 関 性 る 及 す 体 る 制 び 質 責 を  $\mathcal{O}$ 任 負 担者荷

九 ラウ 者 1 12 ツ 性 寄 プ 7 被 支 ケ ŋ 害 添 援 Ź を 受 セ  $\mathcal{O}$ 0 け て ン 充 タ 実 親 たこど を 身 义 カュ  $\mathcal{O}$ る 0 体 ŧ 制 適 た  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 切  $\mathcal{O}$ 充 に  $\mathcal{O}$ 権 実 対 方 を 策 応 • 擁 強化 す に 護 Ś 0 す 12 るた *\*\ ょ う 加え、 め、 徹 討 底 警察に 第三 すること。 すること。 者 お 機 V 関 て、 ま を た、 含 性 む 被 性相 害 犯 談 罪 先  $\mathcal{O}$ • 相 0 談 性確 暴 等 保 力 が を 被推 な さ 害 進 れ者 す る た  $\mathcal{O}$ لح 場 た کے  $\Diamond$ 合 もに、  $\mathcal{O}$ は ワン 被 ス 害

こども ľ 得ることを 7 性 着 暴 向 実 力 け な  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 指 根  $\neg$ 生 研 導 絶 修 命 に 努め 向  $\mathcal{O}$ (V) 充実 け  $\mathcal{O}$ ること。 て、 を図るととも ち 児  $\mathcal{O}$ 童 安全教育」にお ま 生 徒 た、こどもが が せに、 性に 関し 家族や教員等のこどもにとって身近な存在しもが性被害から身を守るために必要な知識 いて て正しく理 強 調 し、こども 解 身を守るために必要な知識 し、 適 0 切な行動がとれるよう、 理解につなげ ること。 からの を習得できるよう、 性 発 達 被 害 段 階 に応

関 る  $\mathcal{O}$ 事 ため  $\bar{O}$ 業 交 者 付 犯 罪 が f  $\mathcal{O}$ が 不 対 犯 S 事 罪 要 策 実 t と を 事 е 確 なる d 講ずること。 実 認 確 記 に 仕 認 録 ょ 組 記 等 る確 4 録 が を 等 犯 検 罪 認  $\mathcal{O}$ ま た、 管 理 討  $\mathcal{O}$ 歴 仕 す لح 組 ること。 犯罪 及 1 4 び う 事 廃 Ł 要 実 棄配 参 考 確 を 慮 適 個 に 認 L 正  $\mathcal{O}$ 人 に て、 方法 情 行うよう 報 学 に を つい 校 含み 設 て 徹 置 得 (は、 者 底するとと ることを 等 及 イ ギ び ij 踏 認 スで ŧ 定 ま 事 え、 に 業 採 者 用 学 情 さ 報 校 れ 設 0  $\mathcal{O}$ 犯 7 漏 置 罪 **(**) え 者 る 事 等 11 第 を 実 及 び 確 防 者 認 止 認 機 す

大二 六 性 本 犯 法 罪に の基 捜 づ 查 < 規 及  $\mathcal{U}$ 制 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> が 証 特 に 定 当性 たの電 罪 て 事 は、 実 該 誤 当 0 者に た事 対 実 L 認 て 定 事  $\mathcal{O}$ 実 防 上 止  $\mathcal{O}$ に 就 業 層 制 留 限 意す を 課 ること。 す ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る こ と を 踏

学 校 設 置 者 等 及 び 認 定 事 業 者 0) 採 用 内 定 者 が 内 定 を 辞 退 L た 場 合 に お 1 て、 内 定 辞 退 後 に そ 0 者 0 採

な 用 1 を 検 لح 討 を す る 踏 ま他 え  $\mathcal{O}$ 事 業 そ 者  $\mathcal{O}$ 者 に と が 0 偏 て 見 には ょ 1) 就れ 労が 犯 を 罪 妨 事 げ 実 5 確 れ 認 ること  $\mathcal{O}$ 結 果 が に な 起 11 因 ょ す · う、 Ź Ł 所  $\mathcal{O}$ 要 で  $\mathcal{O}$ あ 周 る 知 カュ 啓 否 発 カ を が 図 判 るこ 別 で き

十 兀  $\mathcal{O}$ る 社 等 とと 会復 疑  $\mathcal{O}$ 1 デ 性 ŧ が 帰 ] 犯 に を タ 罪 あ 支 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 加援 と 蓄 加 診 害 す 積 害 る 断 者 な 者  $\mathcal{O}$ た تلح さ  $\mathcal{O}$ 受  $\Diamond$ れ 再 講 た 科 犯 学 者 を 認 防 促 知的 が 止 適 進 行 根 等 す 切 動 拠 に ること。 な 療 資  $\mathcal{O}$ 治 法 構 す 療 に 築 る 基 B に た 支 加 づ 必  $\otimes$ < 援 え 要 に を て 治 な 受 療 調 的 け加 査 最 5 害 支 研 新 れ 者 援 究  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を を る 医 強 学 環 4 進 な 化 境  $\otimes$ 的 る  $\mathcal{O}$ 5 L 知 ず、 ح 整 見 کے 備 加 を 害 専 踏 12 取 門 者 ま ま 更 た り 家 え に 生 組 0 ょ プ 加 0 む 害 ŋ 口 کے グ 者 性 性 嗜 ラ 嗜  $\mathcal{O}$ 好  $\Delta$ 改 好 障  $\mathcal{O}$ 善 障 害 充 更 害 実 生 又  $\mathcal{O}$ を は 及 治 そ 义 び療

十 申 付 法 五. 申  $\mathcal{O}$ 従 請 施 本 事 に 行 法 係に 者 が る 万  $\mathcal{O}$ 犯 事 全 個 罪 人 務 を 事 情 等 期 実 を す 確 報  $\mathcal{O}$ 委 る 認 漏 託 た 記 する  $\Diamond$ え 録 等 1 が に 政と 府 当 生 V う U たに な 9 お 要 て け 11 配 る ょ は 慮 う 執 個 万 十 行 人 全 分体 情 な を 制 報 情 を 期 を 報 早 含 す و ح ت 管 急み 理 に 得 体 整 る 備 制 情 が す 報 る 確 を 保 取 ے د さ ŋ 扱 れ うこと て ま た、 1 る 業 等 犯 を 者 罪 事 踏 を 選 実ま 定確え す 認 0 る つ、 書 な  $\mathcal{O}$ 交 本

十 六 力 等  $\mathcal{O}$ 等 7 及 兀 必  $\mathcal{O}$ 学 要 び 第 防 校  $\equiv$ な 民 止 設 間 措 項 等 置 教の 置 者 に を 育 規 関 等 定 保 講 す 及 育 ず に る  $\mathcal{U}$ る ょ 等 法 民 るデ 事 律 間 業 第 教 者 七 育 タ  $\mathcal{O}$ 条 保 ベ 負 第 育 1 担 等 を ス 項 事 軽  $\mathcal{O}$ 0) 業 減 活 規 者 用 す 定 に る に に ょ た関 ょ る  $\otimes$ L る 犯  $\mathcal{O}$ デー 罪 そ 方 事 れ 策 タ 実 5 に べ 確 t  $\mathcal{O}$ 1 認 留 補 ス 並 意 完  $\mathcal{O}$ び L 活 に 連 0 用 教 携 0 又 育 検  $\mathcal{O}$ は 職 在 討 児 員 ŋ を 童 等 加方 えに 福 に 祉 ょ 0 7 る 法 そ て 第 児  $\mathcal{O}$ + 童 結 学 八 生 果 校 条 徒 に 設 基  $\mathcal{O}$ 性 置 づ

七 12 応 U 児 童 不 対 断 象  $\mathcal{O}$ 性 見 暴 直 力 等 L を  $\mathcal{O}$ 行 防 うこ 止 に 関 す る 制 度  $\mathcal{O}$ 在 ŋ 方 に 0 11 て 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 後 年 0 見 直 L を 待 た ず、 必

十八 策の総合的な取組を進めること。 こどもの安全の確保は本法のみで全うできるものではないことに鑑み、こどもに対する性犯罪・性暴力対-八 民間教育事業における教授を行う者の人数等の要件を満たさない事業者等がいることも踏まえつつ、

十九 いよう万全を期するという一貫した考えの下に取り組むこと。 九 以上の項目は、こどもの権利の保障を最優先に捉え、こどもが誰一人として性被害を受けることがな

右決議する。